

多摩区制50周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、多摩区制50周年記念に基づく記念ロゴマーク及び記念キャッチフレーズ（以下「記念ロゴマーク等」という。）の使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(記念事業の目的)

第2条 記念事業は、地域と行政が一体となってお祝いする機運を醸成するとともに、魅力ある地域資源を活かした健康で活力がある地域づくりを推進することを目的とする。

(記念ロゴマーク等の表記)

第3条 使用できる記念ロゴマーク等は、別途、実行委員会が定める。

(使用条件)

第4条 記念ロゴマークの使用については、記念事業の目的に寄与し、第1号から第4号までのいずれかに該当し、第5号の要件を全て満たすことを条件とする。

- (1) 市、行政委員会又は市議会が行う事業等
- (2) 官公庁又はこれに準ずる団体が行う事業等
- (3) 区内に活動拠点を有する個人、団体又は企業が行う事業等
- (4) その他、多摩区制50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）が適当と認める事業等

(5) 次の要件を満たす事業等

- ア 区の信用又は品位を害し、又は害するおそれがないこと。
- イ 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- ウ 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがないこと。
- エ 特定の個人又は団体の宣伝若しくは信用を高める行為に使用し、又は使用するおそれがないこと。
- オ 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれがないこと。
- カ 公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の事業等は、記念ロゴマーク等の使用対象としないものとする。

- (1) 営利を主な目的とし、又はそのおそれがある事業等
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくはこれらと密接な交友関係を有している者が関係している事業等
- (3) その他、委員長が適当でないとして認める事業等

(記念ロゴマーク等使用申請)

第5条 記念ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、実行委員会が示す期日までに、多摩区制50周年記念ロゴマーク等使用(変更)承認申請書(第1号様式。以下「使用(変更)承認申請書」という。)を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)市、行政委員会又は市議会が使用する場合
- (2)官公庁又はこれに準ずる団体が使用する場合
- (3)報道機関が報道目的で使用する場合
- (4)その他、委員長が認める場合

2 前項の申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1)チラシ、パンフレットその他の事業の内容が分かる書類
- (2)その他、委員長が必要と認める書類

(記念ロゴマーク等使用の審査等)

第6条 委員長は、前条の規定による申請があったときは、審査、可否決定を行い、多摩区制50周年記念ロゴマーク等使用(変更)承認(不承認)通知書(第2号様式。以下「承認(不承認)通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(承認条件)

第7条 委員長は、記念ロゴマーク等の使用を承認する場合、必要に応じて条件を付することができる。

(使用内容の変更又は中止)

第8条 記念ロゴマーク等使用の承認を受けた者(以下「記念ロゴマーク等使用者」という。)は、当該承認を受けた目的・内容を変更し、又は記念ロゴマーク等の使用を中止しようとするときは、使用(変更)承認申請書を委員長に提出するものとする。

2 委員長は、記念ロゴマーク等使用の承認を受けた目的・内容の変更に係る申請書の提出があったときは、審査、可否決定を行い、使用(変更)承認(不承認)通知書により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第9条 委員長は、前条第1項の規定による記念ロゴマーク等の使用の中止に係る使用(変更)承認申請書の提出があったとき又は記念ロゴマーク等使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、記念ロゴマーク等使用の承認を取り消すものとする。

- (1)本要項に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2)詐偽その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (3)その他、委員長が不相当であると認めたとき。

2 委員長は、前項の規定により記念ロゴマーク等使用の承認を取り消したときは、記念ロゴマーク等使用者に、多摩区制50周年記念ロゴマーク等使用承認取消通知書(第3号様式。以下「承認取消通知書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定により記念ロゴマーク等使用の承認を取り消された使用者は、承認取消通知書の通知があった日以後、記念ロゴマーク等を使用してはならないものとする。

(使用実績報告)

第10条 記念ロゴマーク等使用者は、記念ロゴマーク等使用終了後30日以内に、多摩区制50周年記念ロゴマーク等使用実績報告書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

(1) チラシ、パンフレットその他の事業の実績が分かる書類

(2) その他、委員長が必要と認める書類

(権利帰属)

第11条 記念ロゴマーク及び記念キャッチフレーズの著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)などの一切の権利は川崎市が保有する。

(争論等の解決)

第12条 記念ロゴマーク等使用に関し、争論又は訴訟が生じた場合は、当該記念ロゴマーク等使用者の責務において解決するものとする。この場合において、実行委員会及び区は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(委任)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要項は、令和3年8月20日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、第2条を除き、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに記念ロゴマーク等の使用承認をした目的・内容に係るこの要項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。